

よくあるご質問



	問い	回答
1	マイナ免許証を保有したい場合は、どこで手続ができますか？	運転免許試験場（伏見区羽束師）、京都駅前運転免許更新センター、各警察署（京北交番・舞鶴東庁舎・網野交番・久美浜交番を含む）で手続ができます。
2	（保有状況のみの変更） マイナ免許証への切替手続ができる受付時間は、何時から何時までですか？	保有状況の変更手続は平日のみです。 ○ 運転免許試験場：午前 9 時30分から午前11時00分、午後 2 時00分から午後 4 時00分までの間 ○ 京都駅前運転免許更新センター：午前 9 時30分から午前11時00分、午後 2 時00分から午後 4 時00分までの間 ○ 各警察署（京北交番・舞鶴東庁舎・網野交番・久美浜交番を含む）：午前10時00分から午前11時00分、午後 2 時00分から午後 3 時00分までの間 ※ 本手続は、免許証からマイナ免許証、マイナ免許証から免許証など保有状況を変更する方のみが対象です。 その他（更新手続・住所変更等）の手続が絡むものは、受付時間が異なりますので、ご注意ください。
3	マイナンバーカードと運転免許証を一体化させるメリットは何ですか。	○ マイナ免許証を保有した方には、以下のようなメリットがあります。 ・ 住所・氏名の変更手続がワンストップ化され、引っ越しに伴う住所変更や婚姻に伴う氏名の変更などがあった場合に、市区町村に届け出れば警察への届出が不要になります（マイナ免許証のみを保有する方が対象）。 ・ 講習区分が優良運転者講習又は一般運転者講習であれば、更新時講習をオンラインで受講することができます。 ・ 住所地以外の公安委員会の窓口で行う免許証の更新手続（経由地更新）が迅速化され、経由地更新の申請ができる期間が延長されます。 ・ 免許証と比べ、更新手数料が安くなります。
4	免許証の保有状況 （免許証のみ、免許証とマイナ免許証の二枚持ち、マイナ免許証のみ）に応じたデメリットは何ですか。	○ 免許証のみを保有した方には、以下のようなデメリットがあります。 ・ 講習区分が優良運転者講習又は一般運転者講習の方が対象となる更新時講習をオンラインで受講することができません。 ・ 住所・氏名変更の際は、警察署等での記載事項変更の手続が必要です。※住所変更ワンストップサービス等を利用することはできません。 ○ 免許証とマイナ免許証の二枚保有した方には、以下のようなデメリットがあります。 ・ 免許証のみとマイナ免許証のみを保有している方に比べ、手数料が高くなります。 （マイナ免許証＜免許証のみ＜二枚持ち、の順に手数料が高くなります。） ・ 住所・氏名変更の際は、警察署等での記載事項変更の手続が必要です。※住所変更ワンストップサービス等を利用することはできません。 ・ 免許関係手続の際には、免許証とマイナ免許証の二枚を持参する必要があります。どちらかを忘れた場合は手続をお断りする場合があります。 ○ マイナ免許証のみを保有した方には、以下のようなデメリットがあります。 ・ マイナンバーカードのICチップが破損するとマイナ免許証として認められません。早急にマイナンバーカードの再発行手続を行ってください。 ・ マイナンバーカードの券面（表面）には、免許証として判別できるものが記載されないため、免許証の有効期限等を一見して確認できません。 ・ マイナ免許証は日本国外で使用することはできません。従来どおり法令等に従って運転してください。 ・ マイナ免許証を紛失した場合、マイナンバーカードを再発行し、特定免許情報を記録するまでの間、車両の運転をすることができません。 ・ カーシェア利用時など、インターネット上で免許証の事前確認が必要な際などは、マイナ免許証では利用できない場合があります。
5	運転免許証からマイナ免許証に切替するために必要な持ち物は何ですか？	○ マイナンバーカード（カード本体及び電子証明書が有効なものに限る。） ○ 免許証 ○ マイナンバーカードの署名用電子証明書用暗証番号（英数字 6～16文字） ○ 手数料 ・ 免許証→マイナ免許証または二枚持ち：1500円 ・ マイナ免許証→免許証または二枚持ち：2550円 ・ 二枚持ち→マイナ免許証または免許証：不要
6	マイナンバーカードの署名用電子証明書用暗証番号（英数字 6～16文字）を忘れてしまいました。どうすればよいでしょうか。	マイナンバーカードの署名用電子証明書用暗証番号（英数字 6～16文字）を失念された場合は、住民票のある市区町村にて初期化申請を行う必要があります。詳細は、市区町村にお問い合わせください。 また、マイナンバーカード利用者証明用暗証番号（数字 4 桁）を利用可能な場合は、スマートフォンアプリとコンビニのキオスク端末を利用して初期化することができます。詳しいご利用方法は以下をご覧ください。（ https://www.jpki.go.jp/jpkiidreset/howto/index.html ）
7	免許情報はマイナンバーカードの表面にも記載されるのですか。 また、免許証の写真はマイナンバーカードの写真と同じですか。	いいえ。マイナンバーカードの表面に免許情報は記載されません。免許情報や免許証写真は、マイナンバーカードのICチップに記録されます。 免許証写真はICチップの中に記録されるため、マイナンバーカード表面の写真は変わりません。

8	署名用電子証明書の提出または住所変更ワンストップサービス等の利用開始手続とは、どのような手続ですか？	・警察での「署名用電子証明書の提出」は、マイナ免許証をお持ちの方が、マイナ免許証とマイナポータルを連携する際、事前に必要となる作業です。 マイナポータルとの連携を行うことで、免許情報記録の確認、オンライン講習、本籍のオンライン変更等の各種サービスが受けられるようになります。 ・「住所変更ワンストップサービス」は、マイナ免許証のみを保有した方が利用できる任意のサービスです。 マイナポータルとの連携後に、サービスの利用開始手続を行うと、引っ越しの際などに、市区町村窓口で住民票の記載事項変更及び署名用電子証明書の発行申請後に、変更した情報が免許システムに自動で反映されるため、警察署等での免許証の記載事項変更が不要になります（注意事項：問11参照）。
9	署名用電子証明書の提出、または住所変更ワンストップサービス等の利用開始手続は、どこで行うことができますか？	運転免許試験場、京都駅前運転免許更新センター、各警察署（京北交番・舞鶴東庁舎・網野交番・久美浜交番を含む）で手続ができます。 住所変更ワンストップサービス等の利用開始手続は、事前にマイナポータル連携の手続をしていれば、マイナポータルから行うこともできます。
10	署名用電子証明書の提出または住所変更ワンストップサービス等の利用開始手続の受付時間は、何時から何時までですか？	運転免許試験場：（平日のみ）午前8時30分から午後4時00分までの間 京都駅前運転免許更新センター：（平日のみ）午前8時30分から午後4時00分までの間 各警察署（京北交番・舞鶴東庁舎・網野交番・久美浜交番を含む）：（平日のみ）午前9時00分から午後4時00分までの間
11	市区町村で署名用電子証明書を発行した当日に、住所変更ワンストップサービス等の利用開始手続を行うことはできますか？	いいえ。システムへの反映が夜間に行われるため、当日は手続を完了することができません。 住所変更ワンストップサービス等の利用開始手続は、市区町村で署名用電子証明書を発行した翌日以降に行ってください。
12	マイナ免許証に記録された免許情報の確認方法はありますか？	○ マイナポータルにログインして免許情報を確認することができます。（事前にマイナポータルとの初回連携手続が必要です。） ○ 「マイナ免許証読み取りアプリ」を利用して免許情報を確認することができます。 iPhoneまたはMac→App Store、Andoroid搭載端末→Google Play、Windows端末→Micorosoft Storeからダウンロードできます。
13	現在保有しているマイナンバーカードの有効期間満了日が近づいてきたので、交付申請をしたのですが、新たに交付されたマイナンバーカードをマイナ免許証として引き続き利用するにはどうしたらよいですか。	マイナンバークードを保有する方は、マイナンバークードの券面又は有効期間満了日の2～3か月前をめどに送付される有効期限通知書において、マイナンバークードの有効期限を確認することができます。マイナンバークードの有効期間が満了する日までの期間が3か月未満となった方はマイナンバークードの交付申請をすることができます。 マイナンバークードの交付申請は郵送や市区町村の窓口でもできますが、新たに交付されるマイナンバークードをマイナ免許証として引き続き利用できる手続を利用する場合、市区町村の窓口又は郵送で交付された交付申請書に記載の二次元コードを読み取るか、交付申請書に記載の申請書ID（半角数字23桁）を交付申請サイトに入力した上でオンラインにより交付申請をする必要があります。
14	新たに交付されたマイナンバーカードがマイナ免許証として引き続き利用できない場合がありますか。	はい。適切に利用手続を行った場合、新たなマイナンバークードをマイナ免許証として引き続き利用することができますが、例えば以下の場合においては、新たに交付を受けるマイナンバークードに免許情報が記録されず、マイナ免許証として利用できませんのでご注意ください。 ○ 住所や氏名の文字に署名用電子証明書で使用できない文字（一部の外字）が含まれている場合（※） ○ オンラインでの交付申請時に入力した免許情報記録番号に誤りがあった場合 ○ 交付申請後、マイナンバークード発行工場に免許情報を送信するまでの間に免許を停止又は取り消された場合 ○ システムエラーの場合 ※ 現在お持ちのマイナンバークードの交付を受ける際、ご自身で代替文字を選択した場合は該当する可能性があります（詳しくはお住まいの市区町村にご確認ください）。これらの外字が含まれている方については、あらかじめマイナンバークード発行工場においてマイナンバークードに署名用電子証明書を搭載できず、市区町村において署名用電子証明書の窓口発行を行う必要があります。
15	マイナンバークードの更新時期と免許の更新時期が重複しています。どちらを先に更新すべきですか。	どちらを先に更新していただいても構いませんが、免許を更新するタイミングによっては、更新前の免許情報が記録されたマイナンバークードが交付されることがあります。 この場合、新たなマイナンバークードにあらためて最新の免許情報の記録を受けるために運転免許試験場や京都駅前更新センター、京都府内の警察署（京北交番・舞鶴東庁舎・網野交番・久美浜交番を含む）（※）に来場する必要があることから、マイナンバークードの更新期間と免許の更新期間が重なる方については、マイナンバークードの交付申請から交付を受けるまでの間は、免許の更新手続を避けることをおすすめします。 この点、免許の更新はご自身の誕生日の前後1か月間であるところ、マイナンバークードの更新は誕生日の3か月前から始められるため、原則としては先にマイナンバークードの更新をした後、免許の更新をすることが望ましいです。 ただし、マイナンバークードは申請から交付まで通常1か月程度要するところ、免許の更新は即日可能であるため、免許の更新期限が迫っている方は、先に免許の更新をした後にマイナンバークードの更新をすることをおすすめします。 新たなマイナンバークードに記録された免許情報の内容については、マイナ免許証読み取りアプリを使用して御確認ください。 ※ 新たなマイナンバークードにあらためて最新の免許情報の記録を行う手続きの受付時間は、運転免許試験場及び京都駅前更新センターは、平日のみ9時30分～11時まで、14時～16時までの受付。警察署は、平日のみ10時～11時まで、14時～15時までの受付。